

# 国土交通省

## 新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成 20 年 3 月 25 日  
(平成 21 年 3 月 25 日改定)  
(平成 23 年 9 月 20 日改定)  
(平成 25 年 6 月 27 日改定)  
(平成 27 年 3 月 30 日改定)



国土交通省

## <目次>

[ I 総論的事項]	— 3
1 本行動計画の目的	
2 対策の基本方針	
3 本行動計画の見直し	
[ II 各段階における対策]	
<未発生期における対策（備え）>	— 5
1 省内体制の確立	
2 関係省庁との連携・関係機関との連携	
3 国民への情報提供	
4 水際対策の備え	
5 予防・まん延防止対策の備え	
6 国民生活及び国民経済の安定の確保	
<海外発生期の対策>	— 12
1 省内体制の確立	
2 関係省庁との連携・関係機関との連携	
3 国民への情報提供	
4 水際対策の推進	
5 予防・まん延防止対策	
6 省内職員への注意喚起・関係職員の動向把握	
7 国民生活及び国民経済の安定の確保	
<国内発生早期の対策>	— 21
1 省内における体制	
2 新型インフルエンザ等現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）への派遣	
3 新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の措置	
4 関係省庁との連携・関係機関との連携	
5 国民への情報提供	
6 水際対策の推進	
7 予防・まん延防止対策	
8 省内職員への注意喚起・関係職員の動向把握	
9 国民生活及び国民経済の安定の確保	

<国内感染期の対策> - 30

- 1 省内における体制
- 2 政府現地対策本部への派遣
- 3 緊急事態宣言の措置
- 4 関係省庁との連携・関係機関との連携
- 5 国民への情報提供
- 6 水際対策の推進
- 7 予防・まん延防止対策
- 8 省内職員への注意喚起・関係職員の動向把握
- 9 国民生活及び国民経済の安定の確保

<小康期の対策> - 35

- 1 省内における体制
- 2 国民への情報提供
- 3 国民生活及び国民経済の安定の確保

—参考資料—

- (別添) 特定接種の対象となり得る業種・職務について - 38
- [参考1] 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 - 42
- [参考2] 【用語解説】 - 45
- [参考3] 新型インフルエンザに係る背景・流行規模の想定 - 50
- [参考4] 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する  
関係省庁対策会議の設置について(関係省庁申合せ) - 52
- [参考5] 新型インフルエンザ等対策関連情報ウェブサイト - 54

## [ I 総論的事項]

### 1 本行動計画の目的

この行動計画は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月閣議決定）に基づき、今後、国土交通省が行うべき対応等の概要をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）が発生した場合の迅速かつ適切な対応の実施に資することを目的とする。

### 2 対策の基本方針

国の行動計画においては、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとされている。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられている。

政府としては、①感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、②国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする、という2点を主たる目的として対策を講じていくとされているが、国土交通省においても、この目的のため、関係機関と協力して対策を講じていく。

また、政府においては、特措法第2条第6号及び第7号に規定する指定（地方）公共機関として指定される運送事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき<sup>1</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有し、また、特措法第28条に規定する特定接種の対象となり得る医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者として登録される運送事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であるとされており、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める<sup>2</sup>こととされている。

国土交通省においても、これらの対策の基本方針に従い、関係機関と協力して対策を講じていくため、未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の各段階毎に想定される状況を念頭におき、国土交通省としての行動計画をあらかじめ定めておくこととする。なお、国内発生早期・国内感染期においては、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階（地域未発生期・地域発生早期・地域感染期）を定め、その移行に

<sup>1</sup> 特措法第3条第5項

<sup>2</sup> 特措法第4条第3項

については必要に応じて国と協議の上で、都道府県が判断することとなる。

### 3 本行動計画の見直し

本行動計画は、国の行動計画等をふまえ、水際対策<sup>3</sup>、予防・まん延防止<sup>4</sup>対策及び国民生活及び国民経済の安定の確保を中心として記載したものであるが、新型インフルエンザ等の発生時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ等対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、情勢の変化等を踏まえて、本行動計画を随時見直して、適時適切に修正を加えるものとする。

---

<sup>3</sup> 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

<sup>4</sup> まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすることである。

## [Ⅱ 各段階における対策]

### <未発生期における対策（備え）>

#### 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の国土交通省関連事項

##### **（１）実施体制**

###### (1)-1 政府行動計画等の作成

国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。（内閣官房、その他全省庁）

###### (1)-2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化

① 国は、国における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定の対策のフォローアップを進める。（内閣官房、その他全省庁）

② 国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する<sup>5</sup>。（内閣官房、その他全省庁）

③ 国は、都道府県行動計画、市町村行動計画、指定（地方）公共機関における業務計画の作成、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等を支援する。（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）

##### **（３）情報提供・共有**

###### (3)-1 継続的な情報提供

① 国は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う<sup>6</sup>。（厚生労働省、内閣官房）

##### **（４）予防・まん延防止**

###### (4)-1 対策実施のための準備

###### (4)-1-1 個人における対策の普及

① 国、都道府県、市町村、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター<sup>7</sup>に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（厚生労働省、関係省庁）

<sup>5</sup> 特措法第12条

<sup>6</sup> 特措法第13条

<sup>7</sup> 海外発生期から国内発生早期までの間に設置することとなっている。

- ② 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(厚生労働省、関係省庁)

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

国及び都道府県等は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、国及び都道府県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(厚生労働省)

(4)-1-4 水際対策

- ① 国は、水際対策関係者のために、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修を行うとともに、個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。(関係省庁)
- ② 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、入国者の検疫の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。(関係省庁)
- ③ 国は、事前に宿泊施設の管理者に対し説明を行い、施設の使用に関して同意を得ることができるよう努め、感染したおそれのある者を停留するための特定検疫港及び特定検疫飛行場(以下「特定検疫港等」という。)の周囲の宿泊施設の確保を進める。(厚生労働省)

(4)-1-5 調査研究等

公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定(地方)公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけなどが想定される。その運行については、所管省庁を中心に、国立感染症研究所等関連機関の協力を得て、調査研究を推進した上で、政府が新型インフルエンザ等発生時の行政や事業者の対応方針を更に検討する。

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 研究開発

- ② 国は、新型インフルエンザ発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進する。(厚生労働省)

(4)-2-4 基準に該当する事業者の登録

- ① 国は、基準に該当する事業者の登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種

の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)

- ② 国は、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。(厚生労働省、関係省庁)

#### (4)-2-5 接種体制の構築

##### (4)-2-5-1 特定接種

国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。(厚生労働省、関係省庁)

##### (4)-2-5-2 住民接種

- ① 市町村は、国及び都道府県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(厚生労働省)
- ② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び都道府県は、技術的な支援を行う。(厚生労働省)
- ③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める必要がある。そのため、国は、接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。(厚生労働省、関係省庁)

## **(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保**

### (6)-1 業務計画等の策定

- ① 国及び都道府県は、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(関係省庁)
- ② 国は、指定(地方)公共機関及び登録事業者(以下「指定(地方)公共機関等」という。)の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討する。(関係省庁)

### (6)-2 物資供給の要請等

国は、都道府県と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を

要請する。(関係省庁)

(6)-5 物資及び資材の備蓄等<sup>8</sup>

国、都道府県、市町村及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

## 1 省内体制の確立

### (1) 国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部の設置・開催

「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)等における議論等を踏まえ、必要に応じて、「国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部」を開催し、「国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しや新型インフルエンザ等に関する情報の共有化を図る。

### (2) 国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部幹事会等の開催

「国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部」の下に設置された「幹事会」等の場を利用して、国の行動計画による対応措置の具体的手順等を関係省庁とともに検討する。

### (3) 職員の意識等の向上

関係省庁の協力を得て、新型インフルエンザ等に関するセミナーを開催する等により、職員の知識及び意識の向上に努める。また、職員に対して、新型インフルエンザ等対策ガイドラインの「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」及び「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を周知するとともに、随時、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

### (4) 業務継続計画の適時の見直し

国土交通省における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた国土交通省新型インフルエンザ等業務継続計画を平成27年〇月に策定したところであるが、同計画をより実効性の高いものとするため、必要に応じ、見直しを行う。

### (5) 接種体制の構築

特定接種の対象となり得る職員に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

## 2 関係省庁との連携・関係機関との連携

### (1) 関係省庁対策会議等への参加

関係省庁対策会議等に参加するとともに、政府の行う新型インフルエンザ等関連の訓練に参加し、関係省庁間の連携強化や省内の担当者の対応能力の

<sup>8</sup> 特措法第10条

向上に努める。

## **(2) 関係機関との連絡体制の確保**

新型インフルエンザ等の発生状況を勘案しつつ、空港・港湾管理者、公共交通関係・運送事業者、公共交通・運送・旅行関係事業者団体等との連絡ルートを確認するとともに、必要に応じ、これら関係者における新型インフルエンザ等対策の状況について聴取するとともに、対策を要請する。

## **(3) 国土交通省関係者への必要な情報の提供**

地方支分部局、外局、施設等機関及び国土交通省が所管する関係事業者団体等に対して、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策ガイドラインの「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」及び「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を周知するとともに、随時、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

## **3 国民への情報提供**

国土交通省のホームページ、各種広報等を通じ、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供を行う。

## **4 水際対策の備え**

### **(1) 国の行動計画及びガイドライン等の周知等**

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは現実的に不可能であるに近いということを前提としつつ、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせることが重要であり、水際対策に協力することとなる空港・港湾管理者、航空・海事関係事業者、航空・海事・旅行関係事業者団体及び地方運輸局職員等に対して、国の行動計画並びに水際対策に関するガイドライン等を周知するとともに、必要に応じ、厚生労働省等関係省庁から入手した最新の情報を提供する。

### **(2) 対策の検討**

水際対策について、厚生労働省等関係省庁、空港・港湾管理者、航空・海事関係事業者及び航空・海事・旅行関係事業者団体との間で、発生時の具体的手順等について、所要の検討を実施し、マニュアル化に努める。

### **(3) 体制の整備**

新型インフルエンザ等の発生に備え、入国者の検疫の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。

また、地方運輸局等に対して、検疫官との連絡体制を構築しておくよう指示する。

### **(4) 水際対策に係る資器材の整備等**

水際対策関係者のために、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修を行うとともに、個人防護具、感染対策に必要な資器材の整

備を行う。

#### **(5) 宿泊施設の確保**

感染したおそれのある者を停留するための特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）の周囲の宿泊施設の確保に協力する。

### **5 予防・まん延防止対策の備え**

#### **(1) 国の行動計画及びガイドラインの周知等**

国内発生時の感染拡大を防止すること及びパンデミック時においても国民生活及び国民経済の安定を確保する観点から事業の継続が必要であることから、運送関係事業者団体等に対して、運送事業者における予防・まん延防止対策として、国の行動計画やガイドラインを周知するとともに、必要に応じ、厚生労働省等関係省庁から入手した最新の情報を提供する。

#### **(2) 運行方針等の検討**

運送関係事業者等及び運送関係事業者団体等に対し、国内発生時において輸送力確保及び乗客間又は従業員と利用者間の感染防止にできる限り努めるとともに、海外発生期において設置される政府の「新型インフルエンザ等対策本部」（以下「政府対策本部」という。）からの呼びかけに併せて、不要不急の外出を控えること、マスクを着用すること、咳エチケットを心がけること及び手洗い・うがい等を励行すること、人混みを避けること等の基本的な感染対策について、また、自らの発症が疑わしい場合は、不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の基本的な感染対策について、従業員へ周知し、公共交通機関の利用者へ呼びかけるといった対応の検討を要請する。

また、世界初発の場合の重点的感染拡大防止策（以下「重点的感染拡大防止策」という。）について、厚生労働省等関係省庁、運送関係事業者等及び運送関係事業者団体等との間で、発生時の具体的対応について、所要の検討を行う。

#### **(3) 調査研究等**

公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけなどが想定される。その運行については、国立感染症研究所等関連機関の協力を得て、調査研究を推進した上で、関係省庁と連携して新型インフルエンザ等発生時の行政や事業者の対応方針を更に検討する。

#### **(4) 予防接種**

##### **① 研究開発**

新型インフルエンザ発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究の推進に協力する。

## ② 基準に該当する事業者の登録

基準に該当する事業者の登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領について、関係省庁、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。

関係省庁、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。

## ③ 接種体制の構築

特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者に対し、接種体制の構築を要請する。

## 6 国民生活及び国民経済の安定の確保

国土交通省所管の指定(地方)公共機関に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。また、国土交通省所管のその他の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、その準備状況を定期的に確認する。

国民生活及び国民経済の安定の確保に関わる指定(地方)公共機関及び登録事業者(以下「指定(地方)公共機関等」という。)の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討する。

指定(地方)公共機関等に対し、都道府県と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請し、必要に応じて支援する。

指定(地方)公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄等、または施設及び設備の整備等を支援し、その状況を確認する。

## ＜海外発生期の対策＞

### 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の国土交通省関連事項

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 政府の体制強化等

- ① 国は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、その他全省庁)
- ② WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表する<sup>9</sup>とともに内閣総理大臣に報告する<sup>10</sup>。(厚生労働省)
- ③ ②の報告があった時は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに、公表する<sup>11</sup>。
- ④ 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き(緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないとき除く。)、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定し、直ちに公示し、周知を図り<sup>12</sup>、都道府県は都道府県対策本部を設置する<sup>13</sup>。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)
- ⑤ 国は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて基本的対処方針を変更し、公示する。(内閣官房、その他全省庁)
- ⑥ 国は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる<sup>14</sup>新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(厚生労働省、関係省庁)

#### (3) 情報提供・共有

##### (3)-1 情報提供

- ① 国は、国民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合

<sup>9</sup> 感染症法第44条の2第1項、44条の6第1項

<sup>10</sup> 特措法第14条

<sup>11</sup> 特措法第15条第1項、第2項、第16条

<sup>12</sup> 特措法第18条

<sup>13</sup> 特措法第22条

<sup>14</sup> ただし、り患した場合の病状の程度が予め判明していることは少ないと考えられる。

に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(関係省庁)

- ② このため、国は、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。国は、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整する。(内閣官房、関係省庁)

#### **(4) 予防・まん延防止**

##### (4)-2 感染症危険情報の発出等

- ① 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表の前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航の延期や退避の可能性の検討を勧告する。(外務省)
- ② 国は、WHOが新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表をした等、海外での新型インフルエンザの発生が確認された場合、感染症危険情報を発出し、病原性の程度を踏まえ、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性等について情報提供を行う。(外務省)
- ④ 国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国<sup>\*</sup>への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。(関係省庁)

##### (4)-3 水際対策

###### (4)-3-1 発生疑いの場合の対策開始

- ① 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOが新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の公表前であっても、質問票の配布等により入国時の患者の発見に努める。(関係省庁)

###### (4)-3-2 検疫の強化

- ① 国は、検疫の強化については、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、病原体の病原性や感染力、海外の状況等、当該時点で得られる情報を勘案して合理的な措置を行う。なお、追加された情報や状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。(関係省庁)
- ② 国は、全入国者に対して航空・船舶会社等の協力を得ながら、入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードを配布する。また、発生国<sup>\*</sup>か

らの入国者に対し、質問票の配布<sup>15</sup>及び診察<sup>16</sup>等を実施し、病原性が高いおそれがある場合には、有症者の隔離<sup>17</sup>や感染したおそれのある者の停留<sup>18</sup>・健康監視<sup>19</sup>等を行う。停留・健康監視等の対象となる者の範囲については、科学的知見を踏まえ決定する。質問票等により得られた情報は、必要に応じて地方公共団体に提供する。(厚生労働省)

③ 国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)

- ・旅客機等については成田、羽田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。
- ・客船については横浜港、神戸港、関門港及び博多港で対応する。
- ・貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。

④ 国は、航空機・船舶の長から検疫所に対して、発熱、咳など、健康状態に何らかの異状を呈している者が乗っていると到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（隔離、マスクの着用、有症者へ接触する者の限定等）について、航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。(厚生労働省)

⑤ 国は、発生国<sup>\*</sup>から第三国経由で入国する者に対し、航空・船舶会社等の協力を得ながら、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）に基づく質問票の配付や旅券の出国証印の確認を実施するなど、発生国での滞在の有無を把握し、検疫の効果を高める。(厚生労働省、法務省、国土交通省)

⑥ 国は、検疫の強化に伴い、検疫所、地方公共団体その他関係機関の連携を強化し、新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。(厚生労働省、関係省庁)

#### (4)-3-3 外国人の入国制限

① 国は、発生国<sup>\*</sup>の在外公館において査証発給を行う際、病原性が高い場合には、査証審査の厳格化や査証発給の停止等の査証措置を行う。(外務省)

#### (4)-3-5 水際対策関係者の感染対策

国は、水際対策関係者について、必要に応じて、個人防護具の着用、特定接種、患者からウイルスの曝露を受けた場合の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の必要な感染対策を講じる。(関係省庁)

<sup>15</sup> 検疫法第 12 条

<sup>16</sup> 検疫法第 13 条

<sup>17</sup> 検疫法第 14 条第 1 項第 1 号

<sup>18</sup> 検疫法第 14 条第 1 項第 2 号

<sup>19</sup> 検疫法第 18 条第 4 項、感染症法第 15 条の 3

#### (4)-3-6 停留施設の使用及び航空機等の運航の制限の要請

国は、検疫対象者が増加して、停留施設の不足により停留の実施が困難であると認められる場合には、特定検疫港等の周辺の施設の管理者の同意を得て施設を使用することを原則とし、その管理者が正当な理由なく同意を行わない場合は、当該施設の特措法に基づく使用を検討する<sup>20</sup>。更に停留を行うことが著しく困難であると認められる場合であって、発生国※における地域封じ込め、WHOによる発生国又はその地域への運航自粛勧告がなされた場合等、新型インフルエンザ等の国内への侵入を防止するため必要と考えられる場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、国際的な整合性等に配慮しつつ、航空会社や船舶会社に対し、発生地域から来航又は発航する航空機・船舶の運航の制限の要請をし、その旨を公表する<sup>21</sup>。(国土交通省、厚生労働省、外務省)

#### (4)-4 在外邦人支援

② 国は、帰国を希望する在外邦人については、可能な限り定期航空便等の運航が行われている間の帰国が図られるよう、関係各国とも連携の上、定期便の運行情報の提供や、増便が必要な場合の航空会社への依頼等必要な支援を行う。(外務省、国土交通省)

③ 国は、定期航空便等の運航停止後、在外邦人について、発生国※の状況を踏まえ、帰国に際しては検疫が強化されていることに留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処方針を決定する。(外務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、海上保安庁)

#### (4)-5 予防接種

##### (4)-5-3 接種体制

##### (4)-5-3-1 特定接種

① 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。(内閣官房、関係省庁)

② 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特定接種の総枠やその対象や順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定める<sup>22</sup>。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

<sup>20</sup> 特措法第 29 条

<sup>21</sup> 特措法第 30 条

<sup>22</sup> 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

- ③ 国は、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う<sup>23</sup>。(厚生労働省、関係省庁)

#### (4)-5-3-2 住民接種

- ① 国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始する。また、市町村においては、国と連携して、接種体制の準備を行う。(厚生労働省)
- ② 国は、全国民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう市町村に対し要請する。(厚生労働省)

### **(6) 国民の生活及び国民経済の安定の確保**

#### (6)-1 事業者の対応

- ① 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係省庁)
- ② 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係省庁)
- ③ 国は、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。(関係省庁)

※ここでの「発生国」には、「地域」も含まれる。以下、本行動計画において同じ。

## 1 省内体制の確立

### (1) 国土交通省新型インフルエンザ等対策本部の設置・開催

政府対策本部が設置された後、直ちに省内に「国土交通省新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、省内一体となって対策の推進を図るものとする。「国土交通省新型インフルエンザ等対策本部」においては、新型インフルエンザ等の症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等についてできる限りの情報を共有化し、政府行動計画に基づき、協議・決定された海外発生期の基本的対処方針を受け、その後の国土交通省及び公共交通・旅行関係事業者等の対策の方針(航空機・船舶の運航自粛への対応方針、検疫の集約化に関する対応方針等)について協議する。また、「国土交通省新型インフルエンザ等対策本部」は、事態の進展にあわせて、随時開催する。

### (2) 特定接種の実施

基本的対処方針を踏まえ、職員の対象者に、本人の同意を得て特定接種を

<sup>23</sup> 特措法第28条

行う<sup>24</sup>。

## 2 関係省庁との連携・関係機関との連携

### (1) 政府対策本部等への参加

政府対策本部等に参加し、情報の収集に努める。また、関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議において協議・決定された政府の初動対処方針及び政府対策本部において政府行動計画に基づき協議・決定された海外発生期の基本的対処方針に従って、国土交通省関係の対策について関係省庁と連携し、その推進に努める。

### (2) 関係機関との連携

新型インフルエンザ等に関する情報（症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等）の収集に努め、空港・港湾管理者、公共交通関係事業者、公共交通・旅行関係事業者団体等に対して情報提供するとともに、注意喚起する。

また、対策の実施について、随時関係機関と連絡調整を行い、連携強化に努める。

### (3) 国土交通省関係者への必要な情報の提供

地方支分部局、外局、施設等機関及び国土交通省が所管する関係事業者団体等に対して、必要に応じて、随時、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

## 3 国民への情報提供

国民及び国土交通省所管の事業者等に対し、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を提供するため、国土交通省ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、随時更新する。

また、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部との調整を行う。

## 4 水際対策の推進

以下の事項について対応するとともに、「水際対策に関するガイドライン」に基づき対応する。

### (1) 関係事業者等への対策の徹底

空港・港湾管理者、航空・海事・旅行関係事業者等に対して、対応について万全を尽すよう、注意喚起を行う。

なお必要に応じ、港湾管理者の協力のもと、外国からの船舶入港情報の収集を開始する。

### (2) 水際対策関係者に対する感染対策の実施

水際対策関係者について、必要に応じて、個人防護具の着用、特定接種、患者からウイルスの曝露を受けた場合の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の必要な感染対策を講じる。

---

<sup>24</sup> 特措法第 28 条

### (3) 質問票の配布等

新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOが新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の発生の公表の前であっても、関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議において協議・決定された政府の初動対処方針に基づき、質問票の配布等、検疫の強化により入国時の患者の発見に努めるなど、水際対策を開始する。

### (4) 検疫の集約化への対応

厚生労働省より検疫の集約化の可能性につき協議があった場合には、他国等の動向も参照しつつ協議に対応するものとする。政府対策本部の決定があった場合には、あらかじめ決められた手順に従って、空港・港湾管理者、航空・海事関係事業者等に対して、検疫の集約化措置の対応の要請を伝達する。また、追加された情報や状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。

なお、検疫集約化の対象となる空港・港は以下のとおりとする。

- ・発生国<sup>\*</sup>から来航する旅客機等：成田、羽田、関西、中部及び福岡空港（特定検疫空港）
- ・発生国<sup>\*</sup>から来航する旅客船（貨客船を含む。）：横浜港、神戸港、関門港及び博多港（特定検疫港）
- ・発生国<sup>\*</sup>から来航する貨物専用機：検疫空港での対応を検討する。
- ・発生国<sup>\*</sup>から来航する貨物船：特定検疫港以外の検疫港においても対応（ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討する。）

また、空港・港湾管理者、航空・海事関係事業者等に対し行う主な要請事項は、以下のとおりである。

- ・検疫機関との緊密な連携
- ・機内・船内検疫を行う際の検疫機関への協力
- ・発生国<sup>\*</sup>からの入国者と非発生国・地域からの入国者の動線の分離
- ・濃厚接触者の搬送の準備等に時間を要する場合、準備が整うまでの間、空港・港湾施設内又は船舶内等適切な場所にて待機させられるよう協力

### (5) 感染した又は感染したおそれがある在外邦人への対応

感染した又は感染したおそれがある在外邦人がチェックインしようとした場合には、厚生労働省が科学的知見に基づき作成した指針（患者及び疑似症患者の定義）に従い拒否を行うべきことを、全航空会社・船舶会社に注意喚起する。

### (6) 停留施設の使用及び航空機・船舶の運航の制限への対応

検疫対象者が増加して、停留施設の不足により停留の実施が困難であると

認められる場合には、特定検疫港等の周辺の施設の管理者の同意を得て施設を使用することを原則とし、その管理者が正当な理由なく同意を行わない場合は、当該施設の特措法に基づく使用を検討する<sup>25</sup>。更に停留を行うことが著しく困難であると認められる場合であって、発生国<sup>\*</sup>における地域封じ込め、WHOによる発生国又はその地域への運航自粛勧告がなされた場合等、新型インフルエンザ等の国内への侵入を防止するため必要と考えられる場合には、厚生労働省より航空機・船舶の運航の制限の可能性につき協議があった際に、他国等の動向も参照しつつ協議に対応するものとする。政府対策本部の決定があった場合には、あらかじめ決められた手順に従って、航空・海事関係事業者等に対して、航空機・船舶の運航制限についての政府対策本部の決定内容を伝達する<sup>26</sup>。

#### **(7) 発生国<sup>\*</sup>から第三国経由で入国する者への対応**

発生国から第三国経由で入国する者を把握するため、発生国からの直行便又は当該国からトランジットの可能性のある他国・地域の便に対し、検疫法に基づき質問票を配布し、対象者は検疫官に申告するよう乗客に周知すること、並びに、入国管理局や税関において旅券の出国証印の確認が行われること等を機内アナウンスすること等について、航空・船舶会社等に対し、協力を要請する。

#### **(8) 海外旅行者への注意喚起**

外務省が新型インフルエンザ等の発生地域に対して渡航情報を発出した場合には、その内容に応じて、関係業界団体を通じて、海外旅行を企画主催する旅行会社に対して海外危険情報や関係機関の発出情報の常時把握を徹底するよう要請するとともに、旅行者に対して危険情報の趣旨内容を十分説明するよう周知徹底すること、また、当該発生国を目的地又は経由地とする企画旅行については、企画・実施しないこと、手配旅行については、旅行をとりやめるよう勧めることなどを要請する。

#### **(9) 海外出張者等への注意喚起**

所管事業者に対し、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。

#### **(10) 在外邦人への支援**

- ・在外邦人の帰国に関しては、可能な限り定期航空便等の運航が行われている間の帰国が図られるよう、関係各国とも連携の上、定期便の運航情報の提供や、増便が必要な場合の航空会社への依頼等必要な支援を行うとともに、臨時便及びチャーター便の活用についての政府対策本部の決定を航空会社等へ伝達する。

<sup>25</sup> 特措法第 29 条

<sup>26</sup> 特措法第 30 条

- ・定期航空便等の運航停止後、在外邦人について、発生国<sup>\*</sup>の状況を踏まえ、帰国に際しては検疫が強化されていることに留意しつつ、決定された代替的帰国手段の対処方針に基づき、関係省庁と連携し、代替的帰国手段の確保に努める。

#### **(11) 連絡体制の確保**

地方運輸局等に対して、検疫官との連携体制の強化を指示する。

### **5 予防・まん延防止対策**

運送関係事業者等に対し、未発生期における検討事項について、国内発生時に速やかに対応が図られるよう、体制整備を要請する。

### **6 省内職員への注意喚起・関係職員の動向把握**

#### **(1) 職員への健康管理に関する注意喚起**

直ちに、職員に対して、新型インフルエンザ等に関する情報を提供するとともに、家族も含めて健康に留意するよう、注意喚起を行う。

#### **(2) 職員の海外渡航への注意喚起**

業務により新型インフルエンザ等発生国への渡航を行う際は、やむを得ない場合を除き延期・中止を検討するよう、注意喚起を行う。

#### **(3) 海外出張中職員・海外在住職員の安否確認**

発生国<sup>\*</sup>に海外出張中の職員や在住する職員の安否を確認するとともに、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を提供する。

### **7 国民生活及び国民経済の安定の確保**

- ・国土交通省所管の事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染対策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう要請する。
- ・国土交通省所管の指定(地方)公共機関等に対し、その業務計画を踏まえ、都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。
- ・基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う<sup>27</sup>。

---

<sup>27</sup> 特措法第 28 条

## ＜国内発生早期の対策＞

(地域未発生期・地域発生早期の対策)

### 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の国土交通省関連事項

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 基本的対処方針の決定

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

##### (1)-2 政府現地対策本部の設置

国は、発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府現地対策本部を設置する。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)

##### (1)-4 緊急事態宣言の措置

###### (1)-4-1 緊急事態宣言

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する<sup>28</sup>。

(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである<sup>29</sup>。緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考えられる。

・厚生労働省(国立感染症研究所及び検疫所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOが

<sup>28</sup> 特措法第 32 条

- 新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第 32 条第 1 項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし(特措法施行令第 6 条第 1 項)、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。
- 特措法第 32 条第 1 項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし(特措法施行令第 6 条第 2 項)、その運用に当たって感染症法第 15 条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。
- ※ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

<sup>29</sup> 病原性が低い場合には宣言が行われず、個別の緊急事態措置は講じられないものである。

- らの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。
- ・ 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問する。
  - ・ 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。
  - ・ 政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。
  - ・ あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。

② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

#### (1)-4-2 市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する<sup>30</sup>。

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 国は、国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(關係省庁)
- ② 国は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(厚生労働省、關係省庁)

<sup>30</sup> 特措法第36条

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 国内でのまん延防止対策

- ② 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係省庁)
  - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(厚生労働省、国土交通省)

##### (4)-2 水際対策

- ① 国は、渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起を継続する。(外務省、厚生労働省)
- ② 国は、在外邦人支援を継続する。(外務省、関係省庁)
- ③ 国は、状況に応じて、不要不急の出国を自粛するよう勧告する。また、発熱症状等が見られる者が搭乗手続きしようとした場合には、必要に応じて拒否を行うよう、航空会社等に要請する。(厚生労働省、国土交通省)
- ④ 国は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。(関係省庁)

##### (4)-3-1 予防接種（住民接種）

国は、海外発生期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種を進め、また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する<sup>31</sup>。

- ① 国は、住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定する。(厚生労働省、内閣官房)
- ② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市町村は接種を開始するとともに、国は、接種に関する情報提供を開始するよう都道府県・市町村に対し求める。(厚生労働省)
- ③ 市町村は、接種の実施に当たり、国及び都道府県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(厚生労働省)

##### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

<sup>31</sup> 特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、都道府県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

・都道府県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。

・都道府県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・都道府県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

都道府県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② 国は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第 45 条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、結論を得る（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）

③ 市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。（厚生労働省、都道府県、市町村）

## **（6）国民の生活及び国民経済の安定の確保**

### **（6）-1 事業者の対応**

国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場に

おける感染対策を開始するよう要請する。(関係省庁)

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係省庁)

(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保<sup>32</sup>

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ

国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(内閣官房、関係省庁)

(6)-3-5 緊急物資の運送等<sup>33</sup>

- ① 国、都道府県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(国土交通省、関係省庁)
- ② 国、都道府県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(厚生労働省、関係省庁)
- ③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、国、

<sup>32</sup> 特措法第 53 条

<sup>33</sup> 特措法第 54 条

都道府県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（国土交通省、厚生労働省、関係省庁）

## 1 省内における体制（国土交通省新型インフルエンザ等対策本部の開催）

「国土交通省新型インフルエンザ等対策本部」を開催し、省内一体となって対策の推進を図るものとする。「国土交通省新型インフルエンザ等対策本部」においては、新型インフルエンザ等の症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等についてできる限りの情報を共有化し、その後、変更された国内発生早期の基本的対処方針を受け、国土交通省及び公共交通・旅行関係事業者等の対策の方針（航空機・船舶の運航の制限への対応方針、運送事業者の運行方針、重点的感染拡大防止策が実施されるならば公共交通の適切な運送の確保等にかかる方針等）について協議する。

## 2 新型インフルエンザ等現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）への派遣

政府現地対策本部が設置された場合において、必要があると認められる場合、地方整備局等、地方運輸局等及び地方航空局等は、政府現地対策本部に職員を派遣する。

## 3 新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の措置

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言が行われた場合、政府対策本部長により示される変更後の国内発生早期の基本的対処方針に従って、国土交通省関係の対策について関係省庁と連携し、その推進に努める。

## 4 関係省庁との連携・関係機関との連携

### (1) 政府対策本部等への参加

政府対策本部等に参加し、情報の収集に努める。また、政府対策本部において政府行動計画に基づき協議・決定された国内発生早期の基本的対処方針に従って、国土交通省関係の対策について関係省庁と連携し、その推進に努める。

### (2) 関係機関との連携

新型インフルエンザ等に関する情報（症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等）の収集に努め、空港・港湾管理者、公共交通関係事業者、公共交通・旅行関係事業者団体等に対して情報提供するとともに、注意喚起する。

また、対策の実施について、随時関係機関と連絡調整を行い、連携強化に努める。

### (3) 国土交通省関係者への必要な情報の提供

地方支分部局、外局、施設等機関及び国土交通省が所管する関係事業者団体等に対して、必要に応じて、随時、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

## 5 国民への情報提供

海外発生期の3の対策を継続する。

## 6 水際対策の推進

以下の事項について対応するとともに、「水際対策に関するガイドライン」に基づき対応する。

### (1) 海外発生期の4(1)～(10)の対策を継続する。

### (2) 国内から海外へ出国する者への対応

発熱症状等が見られる者が搭乗手続きしようとした場合には、厚生労働省が作成した指針（患者及び疑似症患者の定義）に従い、必要に応じて拒否を行うべきことを、航空会社・船舶会社に要請する。

## 7 予防・まん延防止対策

### ① 国土交通省所管の業界団体等を通じ、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・国土交通省所管の事業者に対し、マスクの着用、うがい、手洗い及び咳エチケットの励行などの職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・運送関係事業者等に対し、利用者へのマスクの着用、うがい、手洗い及び咳エチケットの励行などを呼びかけるのにあわせて、鉄道駅構内、バスターミナル、空港、旅客船ターミナル、鉄道車両内、バス車両内、航空機内、船舶内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、構内放送及び車内放送などにより利用者に対し、マスクの着用等適切な感染対策を講ずるよう要請する。

### ② 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・運送関係事業者等に対し、輸送力確保及び乗客間又は従業員と利用者間の感染対策を講ずるとともに、①に掲げる感染対策を講ずるよう要請する。
- ・国民に対し、可能な限り外出を控えるよう呼びかけることを政府対策本部に要請する。
- ・運送関係事業者等及び運送関係事業者団体等に対して、検疫所及び保健所の指導に従うとともに、必要に応じて協力するよう要請する。
- ・国土交通省が主催、共催する大規模集会や興行施設等不特定多数の人が集まる活動は、特措法第45条第2項に基づく都道府県からの要請が行われた場合その他状況に応じて中止又は延期する。

また、国土交通省が関係する所管団体及び独立行政法人が主催する大規模集会や興行施設等不特定多数の人が集まる活動は、都道府県からの自粛要請があった場合には、中止又は延期するよう指導する。

- ・人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに医療資源の投入、特措法第 45 条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について、政府対策本部や自治体等からの協議及びその実施について、迅速かつ適切に対応する。

## 8 省内職員への注意喚起・関係職員の動向把握

### (1) 海外発生期の 6 (1) 及び (3) の対策を継続する。

### (2) 職員の海外渡航への注意喚起

業務により新型インフルエンザ等発生国への渡航を行う際は、やむを得ない場合を除き延期・中止を検討する。

### (3) 多数の欠勤者が出た場合の業務の継続

多数の欠勤者が出た場合には、マスクの着用、うがい・手洗い・咳エチケットの励行等の感染防止策を職員へ周知・徹底することなどにより、業務を継続できるように努める。また、国土交通省新型インフルエンザ等業務継続計画に従って業務を継続する。

## 9 国民生活及び国民経済の安定の確保

### (1) 国土交通省所管の事業者に対する対応等

国土交通省所管の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

### (2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 国土交通省所管の事業者に対する対応等

- ・国土交通省所管の指定（地方）公共機関に対し、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始するよう要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。
- ・国土交通省所管の登録事業者に対し、国民生活及び国民経済に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行うよう要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。

#### ② 運送の確保<sup>34</sup>

<sup>34</sup> 特措法第 53 条

国土交通省所管の運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずるよう要請する。

③ サービス水準に係る国民への呼びかけ

国土交通省所管の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

④ 緊急物資の運送等<sup>35</sup>

- ・緊急の必要がある場合には、国土交通省所管の運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、国土交通省所管の運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、輸送を指示する。

---

<sup>35</sup> 特措法第 54 条

## ＜国内感染期の対策＞

（地域未発生期・地域発生早期・地域感染期の対策）

### 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の国土交通省関連事項

#### （１）実施体制

##### （1）-1 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示する。（内閣官房、厚生労働省、その他全省庁）

##### （1）-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する<sup>36</sup>。
- ② 地方公共団体が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う<sup>37</sup>。

#### （３）情報提供・共有

##### （3）-1 情報提供

- ① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（関係省庁）
- ② 国は、引き続き、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、都道府県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（厚生労働省、関係省庁）

#### （４）予防・まん延防止

##### （4）-1 国内でのまん延防止対策

- ① 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係省庁）
  - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（厚生労働省、国土交通省）

##### （4）-2 水際対策

<sup>36</sup> 特措法第 36 条

<sup>37</sup> 特措法第 38 条、39 条

国内発生早期の記載を参照

(4)-3 予防接種

国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国は特定接種を、市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれる特別な状況において、都道府県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

・ 都道府県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

・ 都道府県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・ 都道府県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

都道府県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)

## (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

### (6)-1 事業者の対応

国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係省庁)

### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### (6)-3-1 業務の継続等

① 指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係省庁)

② 国は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。(関係省庁)

#### (6)-3-3 運送・通信・郵便の確保

国内発生早期の記載を参照

#### (6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ

国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(内閣官房、関係省庁)

#### (6)-3-5 緊急物資の運送等

国内発生早期の記載を参照

#### (6)-3-6 物資の売渡しの要請等<sup>38</sup>

① 都道府県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

② 都道府県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

#### (6)-3-11 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等<sup>39</sup>

国は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型

<sup>38</sup> 特措法第55条

<sup>39</sup> 特措法第57条

インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定する。(内閣官房、関係省庁)

(6)-3-12 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資<sup>40</sup>

- ① 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。

**1 省内における体制（国土交通省新型インフルエンザ等対策本部の開催）**

国内発生早期の1の対策を継続する。

**2 政府現地対策本部への派遣**

国内発生早期の2の対策を継続する。

**3 緊急事態宣言の措置**

国内発生早期の3の対策を継続する。

**4 関係省庁との連携・関係機関との連携**

国内発生早期の4の対策を継続する。

**5 国民への情報提供**

国内発生早期の5の対策を継続する。

**6 水際対策の推進**

国内発生早期の6(1)～(2)の対策を継続する。ただし、国内の感染拡大に応じて、順次、検疫体制が縮小又は解除される場合には、空港・港湾管理者、航空・海事関係事業者等に対して、その旨を伝達する。

**7 予防・まん延防止対策**

(1) 国土交通省所管の業界団体等を通じ、または直接住民や事業者等に対して国内発生早期の7①の対策継続の要請を行う。

(2) 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国内発生早期の7②の対策を継続する。

※回復期には、予防・まん延防止対策は段階的に縮小されることとなる。

**8 省内職員への注意喚起・関係職員の動向把握**

国内発生早期の8(1)～(3)の対策を継続する。

<sup>40</sup> 特措法第60条

## 9 国民生活及び国民経済の安定の確保

### (1) 国土交通省所管の事業者に対する対応等

国土交通省所管の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

### (2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 国土交通省所管の事業者に対する対応等

- ・国土交通省所管の指定（地方）公共機関に対し、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を講ずるよう要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。
- ・国土交通省所管の登録事業者に対し、国民生活及び国民経済に寄与する業務の継続的な実施を要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。

#### ② 事業継続の状況や従業員のり患状況等の確認

所管事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対応策を速やかに検討する。

#### ③ 運送の確保

国内発生早期 9 (2) ②の対策を継続する。

#### ④ サービス水準に係る国民への呼びかけ

所管事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

#### ⑤ 緊急物資の運送等

国内発生早期の 9 (2) ④の対策を継続する。

## <小康期の対策>

### 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の国土交通省関連事項

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

##### (1)-2 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告する<sup>41</sup>。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがあった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

##### (1)-3 対策の評価・見直し

国は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

##### (1)-4 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する<sup>42</sup>。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

<sup>41</sup> 小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

<sup>42</sup> 特措法第 21 条

### **(3) 情報提供・共有**

#### (3)-1 情報提供

- ① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(関係省庁)
- ② 国は、国民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。(関係省庁)

### **(4) 予防・まん延防止**

#### (4)-2 予防接種

市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### (4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、市町村は、国及び都道府県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

### **(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保**

#### (6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (6)-2-1 業務の再開

- ① 国は、全国の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(厚生労働省、関係省庁)
- ② 国は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(関係省庁)

##### (6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

国内感染期の記載を参照。

##### (6)-2-3 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ① 国は、国内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(内閣官房、関係省庁)
- ② 都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(厚生労働省、関係省庁)

## 1 省内における体制（国土交通省新型インフルエンザ等対策本部の開催）

「国土交通省新型インフルエンザ等対策本部」を開催し、省内一体となって対策の推進を図るものとする。「国土交通省新型インフルエンザ等対策本部」においては、新型インフルエンザ等の症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等についてできる限りの情報を共有化するとともに、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、「国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画」等の見直しを行う。

## 2 国民への情報提供

国内感染期の5の対策を継続する。

## 3 国民生活及び国民経済の安定の確保

### (1) 国土交通省所管の事業者に対する対応等

国内感染期9（1）の対策を継続する。

### (2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ① 所管事業者における事業の再開

国土交通省所管の事業者に対し、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小又は中止していた事業について、政府対策本部の方針及び各地域の感染動向を踏まえつつ、再開しても差し支えない旨周知する。

#### ② 指定（地方）公共機関等に対する支援

これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、政府対策本部の方針及び各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に必要な支援について検討する。

#### ③ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・国内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。
- ・国土交通省所管の指定（地方）公共機関に対し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を要請する。

(別添)

### 特定接種の対象となり得る業種・職務について

国土交通省所管の特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

#### (1) 特定接種の登録事業者

#### B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の航空機による運送確保のための空港運用	航空保安検査、旅客の乗降に関する業務、燃料補給、貨物管理、滑走路等維持管理	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航業務、客室業務、運航管理業務、整備業務、旅客サービス業務、貨物サービス業務	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資	船舶による緊急物資の運送業務	国土交通省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転業務、運転指令業務、信号取扱い業務、車両検査業務、運用業務、信号システム・列車無線・防災	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
				設備等の検査業務、軌道および構造物の保守業務、電力安定供給のための保守業務、線路・電線路設備保守のための統制業務(電力指令業務、保線指令業務)、情報システムの管理業務	
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理、運行管理、整備管理	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス・患者等搬送事業用車両の運転業務、運行管理業務、整備管理業務	国土交通省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダムの流量調節操作及び用水供給施設の操作、流量・水質に関する調査、ダム及び用水供給施設の補修・点検・故障・障害対応	国土交通省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理・汚泥処理に係る監視・運転管理、ポンプ場における監視・運転管理、管路における緊急損傷対応	国土交通省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(注4) 水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

(注5) 倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化

するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

**(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員**

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

- 区分 1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務  
（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）
- 区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務
- 区分 3：民間の登録事業者と同様の職務

**区分 1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務**

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務 三役（大臣・副大臣・大臣政務官） 秘書官	区分 1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員 各府省庁対策幹事会構成員 各府省庁対策本部事務局担当者	区分 1	各府省庁

**区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員 各府省庁職員	区分 2	内閣官房 各府省庁

### 区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、河川管理・用水供給業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（運用は登録事業者と同様とする。）

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
鉄道業	鉄道業に従事する職員	区分3	—
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事する職員	区分3	—
航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）	地方航空局職員、航空交通管制部職員	区分3	国土交通省
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業に従事する職員	区分3	—
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分3	—

## 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の国土交通省関連事項

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 政府の体制強化

- ① 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)
- ② 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う<sup>43</sup>鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係省庁において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、水際対策、在外邦人へ情報提供等の対策に関する措置について検討する。(内閣官房、厚生労働省、外務省、関係省庁)

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 在外邦人への情報提供

- ① 国は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の各学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。また、国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、同様の情報提供、注意喚起を行う。(外務省、厚生労働省、文部科学省)

##### (4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策

###### (4)-2-1 水際対策

- ① 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生

<sup>43</sup> WHOは必要に応じグローバルアラートを行う。

国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を行う。

#### (4)-2-3 家きん等への防疫対策

- ① 国は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。(関係省庁)
- ② 国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。(関係省庁)
  - ・都道府県との連携を密にし、防疫指針に則した都道府県の具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を支援する。(農林水産省)

### 1 海外で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策

#### (1) 旅行者への情報提供

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、旅行業者及び旅行業者団体を通じて旅行者に対し、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。

#### (2) 水際対策

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起のために必要な協力を行う。

### 2 国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策

関係省庁対策会議に参加し情報収集を行うとともに、その決定に基づき人への感染対策に関する措置について、関係省庁及び地方公共団体と連携し、必要な対応を行う。

### 3 家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対策

#### 3-1 海外で発生した場合の対策

##### (1) 国土交通省が実施する対策

動物検疫所長が、外国から入港した船舶若しくは航空機の所有者、又は港若しくは飛行場の管理者に対し、要消毒物品の携帯に関する質問書類の配布等の協力を求める際に、必要に応じて協力要請の伝達等の協力を行うこととする。

### 3-2 国内で発生した場合の対策

#### (1) 国土交通省が実施する対策

疑似患畜確認の類似事例が発生した場合、国土交通省鳥インフルエンザ対策本部の決定を経ることなく、以下の対策については、速やかに実施することとする（平成23年1月27日国土交通省鳥インフルエンザ対策本部決定参照）。

- ① 地方整備局、地方運輸局等に対策本部を設置し、対策本部を中心に必要な支援を行っていく。
- ② 地方整備局、地方運輸局等においては、速やかに関係自治体に連絡要員を派遣し、現地の状況や関係自治体の国土交通省への要請を含めた情報収集を行うとともに、関係自治体との連絡窓口を設置するなどにより、連携を強化する。
- ③ 関係自治体からの要請を踏まえ、消毒液散布及び鶏の処分のため、地方整備局等より、散水車や照明車を関係自治体に貸与するとともに、高速道路や国道への消毒マットや消毒噴霧器の設置に協力していく。
- ④ 所管事業者等に対し、（i）通行遮断、消毒ポイントにおける消毒措置等防疫措置に関する関係自治体への協力、（ii）早期の疑似患畜発見のための情報収集・連絡体制の確立等に関する関係自治体等への協力について依頼を行う。

#### (2) 国土交通省が追加で実施する対策

(1) の対策以外の対応が必要となった場合は、国土交通省鳥インフルエンザ対策本部を開催し、追加の対応を決定する。

### 4 国内の野鳥に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対策

必要に応じ、旅行関係事業者団体を通じて、旅行会社に対し、正確な情報を収集し旅行者への正確な情報提供を行うよう要請する。また、散水車等機材の貸与について、地方自治体の要望に応じ協力する。

## 【用語解説】

※アイウエオ順

### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

## ○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

## ○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

## ○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

## ○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

## ○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

## ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染する

のは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ **濃厚接触者**

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

○ **発病率 (Attack Rate)**

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ **パンデミック**

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ **パンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ **病原性**

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ **プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ **PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)**

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウ

ウイルスが RNA ウィルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

## 新型インフルエンザに係る背景・流行規模の想定

### 1. 背景

新型インフルエンザ等対策政府行動計画によれば、新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2. 流行規模の想定

新型インフルエンザ等対策政府行動計画によれば、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人<sup>44</sup>と推計。

入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計。

また、全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。

<sup>44</sup> 米疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間<sup>45</sup>）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度<sup>46</sup>と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

---

<sup>45</sup> アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約 2 週間と設定されている。

National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)  
The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

<sup>46</sup> 2009 年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約 1% (推定)

新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について

平成16年 3月 2日

関係省庁申合せ

平成16年 3月 4日一部改正

平成16年 3月11日一部改正

平成16年 3月19日一部改正

平成17年10月28日一部改正

平成18年 9月 7日一部改正

平成18年11月27日一部改正

平成19年 1月 9日一部改正

平成19年10月26日一部改正

平成20年 8月29日一部改正

平成21年 8月 7日一部改正

平成21年12月18日一部改正

平成23年 8月15日一部改正

平成25年 4月18日一部改正

平成26年12月22日一部改正

- 1 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等の人への感染について、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣危機管理監

副議長 内閣官房副長官補（内政担当）

構成員 内閣官房内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長）

内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長）

内閣官房内閣審議官（内閣広報室）

内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）

内閣官房内閣審議官（危機管理審議官）

内閣府大臣官房総括審議官

内閣府食品安全委員会事務局長

警察庁警備局長

金融庁総務企画局総括審議官

消費者庁次長  
復興庁統括官  
総務省大臣官房長  
消防庁次長  
法務省矯正局長  
法務省入国管理局長  
外務省地球規模課題審議官  
外務省領事局長  
財務省大臣官房総括審議官  
文部科学省大臣官房総括審議官  
文部科学省スポーツ・青少年局長  
厚生労働省大臣官房技術総括審議官  
厚生労働省健康局長  
厚生労働省医薬食品局長  
厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
農林水産省大臣官房総括審議官  
農林水産省消費・安全局長  
経済産業省大臣官房技術総括審議官  
資源エネルギー庁長官  
中小企業庁長官  
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
国土交通省航空局長  
海上保安庁海上保安監  
環境省自然環境局長  
原子力規制庁次長  
防衛省大臣官房衛生監  
防衛省運用企画局長

- 3 対策会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長が指名する官職にある者とする。
- 4 対策会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 新型インフルエンザ等対策関連情報ウェブサイト

### ○政府の新型インフルエンザ等対策

(内閣官房ホームページ内)

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

### ○新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議

(内閣官房ホームページ内)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>

### ○新型インフルエンザ等対策関連情報

(厚生労働省ホームページ内)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

### ○鳥インフルエンザに関する情報

(国立感染症研究所感染症情報センターホームページ内)

[http://idsc.nih.go.jp/disease/avian\\_influenza/index.html](http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html)

(厚生労働省ホームページ内)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

### ○関係省庁のホームページへのリンク

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/link.html>